

年金受給資格期間が短縮されます

老齢基礎年金等の 受給資格期間が短縮されます

これまで老齢年金を受け取るためには、公的年金制度の加入期間※1が25年以上必要でしたが、平成29年8月1日からは、加入期間が10年以上となります。該当する方には、平成29年7月上旬までに各実施機関※2より請求書が送付されます。

※1 公的年金制度の加入期間とは

共済組合員期間、厚生年金保険加入期間、国民年金納付・免除期間、その他、昭和61年3月以前の期間や日本国外に住所を有していた期間などで、一定の要件が確認できる“カラ期間”をいいます。

※2 各実施機関とは

国民年金、厚生年金の記録を保有する方⇒日本年金機構
公務員共済組合の記録のみを保有する方⇒共済組合

問合せ先

給付貸付課年金担当

☎03-5320-6828